

科学技術・学術審議会 研究計画・評価分科会  
環境エネルギー科学技術委員会  
革新的 GX 技術開発小委員会運営規則  
(案)

令和 4 年 1 2 月 日  
科学技術・学術審議会  
研究計画・評価分科会  
環境エネルギー科学技術委員会  
革新的 GX 技術開発小委員会

(趣旨)

第 1 条 科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会環境エネルギー科学技術委員会革新的 GX 技術開発小委員会（以下「小委員会」という。）の議事の手続き、その他小委員会の運営に関し必要な事項は、科学技術・学術審議会令（平成 12 年 6 月 7 日政令第 279 号）、科学技術・学術審議会運営規則（平成 13 年 2 月 16 日科学技術・学術審議会決定）及び科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会運営規則（平成 13 年 2 月 27 日科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会決定）及び科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会環境エネルギー科学技術委員会運営規則（令和 3 年 8 月 5 日科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会環境エネルギー科学技術委員会決定、令和 4 年 8 月 29 日改定）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(議事)

- 第 2 条 小委員会は、小委員会に属する委員等の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 2 小委員会の主査が必要と認めるときは、委員等は、同時かつ双方向の機能を有する情報通信機器を利用して会議に出席することができる。
  - 3 前項の情報通信機器を利用した出席は、第 1 項に規定する出席に含めるものとする。

(書面による審議)

第 3 条 主査は、やむを得ない理由により会議を開く余裕がない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員等に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって委員会等の決定とすることができる。

2 前項の規定により書面による審議を行った場合、主査又は主査の職務を代理する者が次の会議において報告をしなければならない。

(委員等の欠席)

第4条 委員等が小委員会を欠席する場合、代理人を小委員会に出席させることはできない。

2 小委員会を欠席する委員等は、小委員会の主査を通じて、小委員会に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(会議の公開)

第5条 小委員会の会議及び会議資料は、次に掲げる場合を除き、公開とする。

- 一 小委員会等の主査の職務を代理する者の指名、その他人事に係る案件
- 二 行政処分に係る案件
- 三 前二号に掲げるもののほか、個別利害に直結する事項に係る案件、または審議の円滑な実施に影響が生ずるものとして、小委員会等において非公開とすることが適当であると認める案件

第6条 小委員会等の主査は、小委員会等の会議の議事録を作成し、当該委員会等所属の委員等に諮った上で、これを公表するものとする。

2 小委員会等が、前条の各号に掲げる事項について審議を行った場合は、委員会等の主査が当該委員会等所属の委員等に諮った上で、当該部分の議事録を非公表とすることができる。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、小委員会等の議事の手続き、その他小委員会等の運営に関し必要な事項は、小委員会等の主査が当該委員会等に諮って定める。